

職員の懲戒処分の公表について

令和3年6月30日付けで職員の懲戒処分を行いましたので、与那原町職員の懲戒処分の基準に基づき、下記のとおり公表します。

1. 事案の概要

被処分者は、水道料金及び下水道使用料に係る不適正な事務処理について、監督責任者でありながら上司（管理者）への報告遅延行為、事務における不適正な処理を行った。よって、次のとおり処分を行う。

2. 処分年月日

令和3年6月30日

3. 処分内容

（1）処分の種類

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号、同法第33条に基づき懲戒処分

（2）処分の程度

戒告処分

4. 被処分者の所属等

上下水道課

令和3年6月30日
与那原町